

依存防止対策、青少年の健全育成について

1. 依存防止対策
2. 青少年の健全育成

第5回会合の論点について

カジノ規制について

基本的な考え方

参入規制

カジノ施設・機器の規制

カジノ事業活動の規制

(第4回までで審議済み)

懸念への対応

・依存防止対策

・広告・勧誘の制限

・コンプの規制

・入場回数の制限

・入場料の賦課

・事業者が実施する依存防止措置

・青少年の健全育成

・未成年者の入場禁止

・マネー・ローンダリング対策等

・暴力団員等の入場禁止

・取引時確認等の義務付け

・チップ等の規制

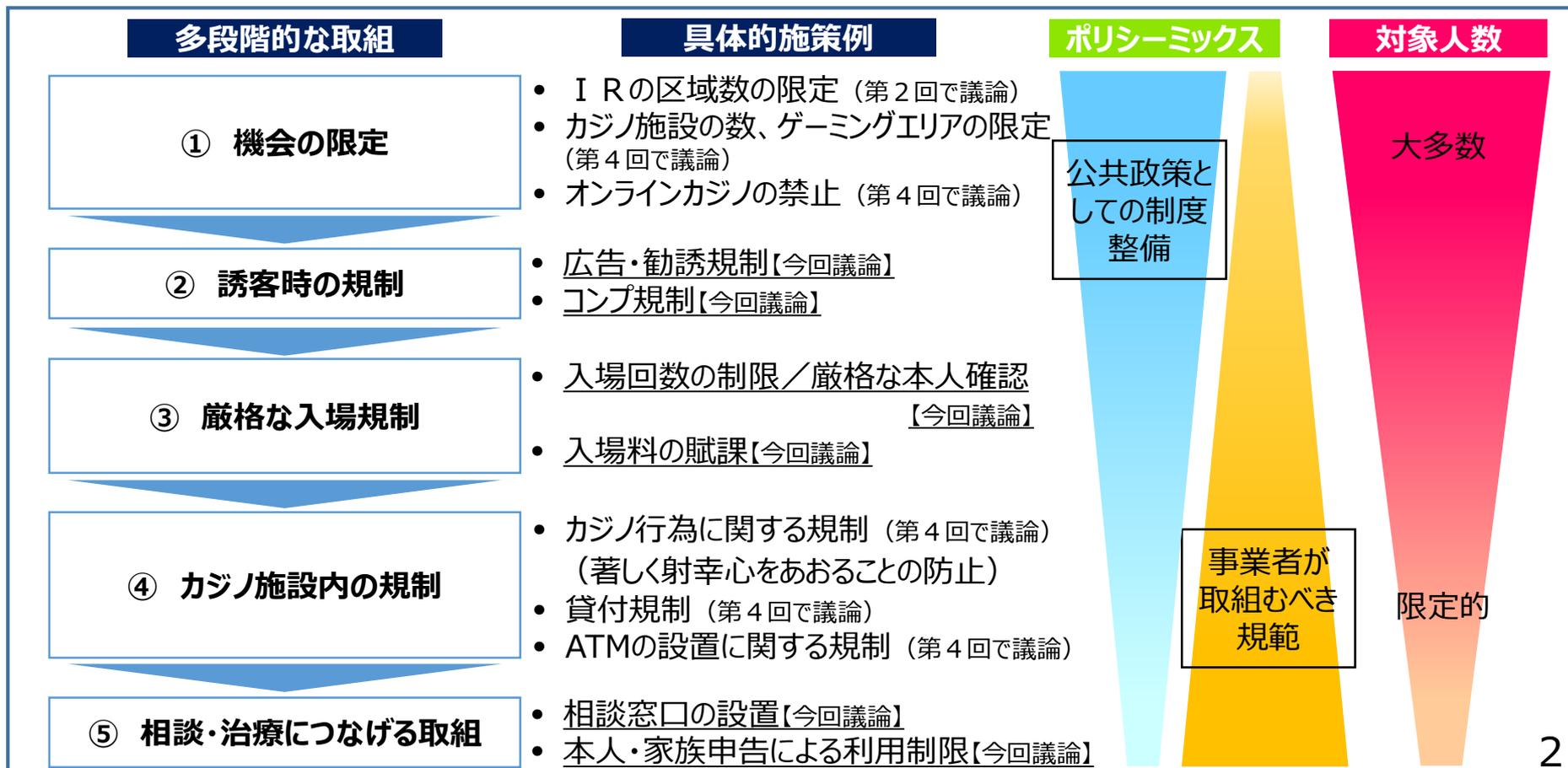
・事業者が実施するマネー・ローンダリング対策

カジノ事業等の監督

(第6回で審議)

1. 依存防止対策の考え方

- **重層的／多段階的取組の必要性**：カジノ行為への依存を防止するため、①ゲーミングに触れる機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内での規制、⑤相談・治療につなげる取組まで、重層的／多段階的な取組を制度的に整備することが必要。
- **公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス**：(A)：公共政策として制度を整備するもの、(B)：カジノ事業者が取組むべき責任として確立するもの、(C)：(A)と(B)の両方の取組が求められるものの適切な組合せを考慮する必要がある。上記の組合せを検討する際には、各施策の対象となり得る利用者の数なども考慮すべきではないか。



1. 依存防止対策 ～ これまでの議論

【これまでの議論】

推進法

- 「広告及び宣伝の規制に関する事項」について必要な措置を講ずる（第10条第1項第6号）
- 「カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴いギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置」を講ずる（第10条第1項第8号）
- 「カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置」を講ずる（第10条第2項）
- 「国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする」（第13条）

附帯決議

- 「依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、自己排除、家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること」（第8項）

1. 依存防止対策の具体論 ～ (1) 広告・勧誘の制限

①. 問題の所在

- カジノ事業に関する広告や勧誘については、依存防止や青少年の健全育成、善良の風俗・清浄な風俗環境の保持などカジノに係る懸念への防止の観点から、一定の規制を行う必要があるのではないか。

②. 諸外国の規制の例

シンガポール	米国ネバダ州
<ul style="list-style-type: none">• 当局による広告の事前承認制• シンガポール国民及び外国人永住者を対象とした広告の禁止• 広告場所の制限（空港、クルーズ船の停泊所等）	<ul style="list-style-type: none">• 良識、品位、品格、誠実さを備えた、人に不快感を与えない広告及び広報活動の実施を怠った場合は（虚偽又は重大な誤解を招くような広告を含む）、処分の対象となる

③. 我が国のこれまでの広告規制の在り方とカジノ事業に対する広告等の規制の在り方

【営利的表現の自由に対する規制の考え方】

- 広告のような営利的な表現活動であっても、国民一般が消費者として広告を通じて様々な情報を受け取ることの重要性に鑑み、一般に表現の自由の保護に値すると考えられているが、表現の自由の重点は、自己統治の価値にあるため、営利的自由の保障の程度は、非営利的（すなわち政治的）言論の自由よりも低いと解されており（※1）、公共の福祉のための必要かつ合理的な制限であれば許される（※2）と考えられている。

※1 「憲法第六版」芦部信喜著、高橋和之補訂（岩波書店、2015年）192頁

※2 大阪市屋外広告物条例違反事件（最大判昭和43年12月18日刑集第22巻13号1549頁）

【他の法令等における広告・勧誘の規制】

- 広告その他の表示について、広く適用される法律として不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）があるが、同法は一般消費者の利益保護を目的に、事業者に対して、品質が著しく優良であると誤認させるなど不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を行うことを禁止している。



○ 景品表示法のみならず、その他の法令等においても、以下の通り個別事業等に関する広告等の制限が課されている。

● 医薬品医療機器等法：

医薬品や医療機器は人の生命・身体に関わるものであるため、その被害が他分野に比べて著しく深刻であることから、事業者のみならず「何人^{なんひと}」に対しても、医薬品等に関する虚偽又は誇大な広告や、承認前の医薬品等に関する広告の禁止が定められている。

● 店舗型性風俗特殊営業（風俗営業適正化法）：

善良の風俗を保持する観点から、事業者に対して、広告制限区域等（学校等の敷地の周囲200mの区域等）における広告物の表示等や、清浄な風俗環境を害する方法での広告・宣伝の禁止が定められている。

● たばこ事業法：

未成年者の喫煙防止やたばこの健康に及ぼす悪影響に鑑みて、広告を行う者に対する努力義務や財務大臣による指針の提示が定められている。

● 公営競技：

事業者に対する規制はなく、メディアによる自主規制が行われている。

【カジノ事業に対する広告・勧誘の在り方】

○ カジノ事業に関する広告・勧誘については、

・本来刑法で禁止されているカジノ事業を特権的に認める前提として、副次的弊害を排除する必要があること、

・内容・場所・方法等によっては、依存を助長し、通常の社会的生活を困難とさせたり、成長過程にある青少年の心身に有害な影響を与えたりする等、人の心身・財産に対して重大な支障を及ぼすおそれがあること

から、他の事業法も参考にしつつ、景品表示法より一段と強い広告・勧誘規制をかけるべきではないか。

④. 今後の議論の方向性：カジノ事業に対する具体的な広告・勧誘規制の在り方

<広告・勧誘の内容・場所等に関する制限>

- カジノ事業に関する広告・勧誘は、カジノ事業者のみならず、旅行業者、I R 区域以外の近隣のホテル業者等が行うことも想定される。
- 依存防止や善良の風俗・清浄な風俗環境の保持などカジノ事業の健全な運営の確保及び顧客の保護の観点から、不適切な内容の広告・勧誘は確実に排除されるべきである。
- この点、景品表示法は、規制対象が事業者に限定され、また、違反に対して直ちに罰則を科されるものではないことから、より実効性の高い規制とするため、医薬品医療機器等法を参考に、「何人」に対しても、以下の表示・説明を禁止すべきではないか。
 - i) 虚偽・誇大な表示・説明（例：「絶対儲かります」といった表示）
 - ii) 客観的な事実であることを証明することができない表示・説明（例：主観的な体験談の紹介）
- また、善良の風俗・清浄な風俗環境の保持の観点から、風俗営業適正化法を参考に、「何人」に対しても、以下の表示・説明についても禁止すべきではないか。
 - iii) 善良の風俗や清浄な風俗環境を害するおそれのある表示・説明
（例：いかさまなどの不正行為や売春等の犯罪行為を連想・誘発させるような内容）
- 同様の観点から、同法を参考に、カジノ事業に関する広告の方法について、「何人」に対しても、IR区域以外の地域では、看板・ポスター等の広告物の設置やビラ等の頒布を原則として禁止すべきではないか。

<未成年者に対する広告・勧誘の制限>

- 景品表示法は、広告対象者の属性に応じた規制はなされていないが、未成年者に対しては特に保護の要請が強いため、風俗営業適正化法等を参考に、カジノ事業に関する広告・勧誘について、「何人」に対しても、20歳未満の者に対しては、I R 区域の内外にかかわらず、ビラ等の頒布や勧誘を禁止すべきではないか。

④. 今後の議論の方向性：カジノ事業に対する具体的な広告・勧誘規制の在り方

<再勧誘の禁止>

- 顧客の保護の観点から、貸金業法を参考に、カジノ事業に関する勧誘の方法について、「何人」に対しても、相手方がカジノ施設を利用しない旨の意思を表示したときの再勧誘を禁止すべきではないか。

<カジノ管理委員会による広告勧誘指針の作成・公表>

- 上記規制を補完するものとして、たばこ事業法を参考に、テレビ、インターネット等を含む全ての媒体において、「何人」に対しても、カジノ施設と依存症との関係や20歳未満の者への影響に配慮するとともに、その広告・勧誘の方法が適切なものとなるよう努力義務を課してはどうか。

- 万全な対策を確保するため、たばこ事業法（※）を参考に、カジノ管理委員会は、広告勧誘指針を作成・公表できることとしてはどうか。

（※）財務大臣が定める指針において、テレビ、ラジオ及びインターネット等におけるたばこ広告は、成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わないこととされている。

<広告・勧誘を行う者に対する一定の表示・説明の義務付け>

- 依存防止や青少年の健全育成の観点から、製造たばこに係る広告等に関する自主基準や風俗営業適正化法を参考に、「何人」に対しても、カジノ事業に関して広告や勧誘をする場合は、カジノ施設の利用と依存症との関係に注意を促す内容や20歳未満の者の入場禁止について表示や説明を義務付けるべきではないか。

1. 依存防止対策の具体論 ～ (2) コンプに関する規制

①. 諸外国におけるコンプ提供の実態等及び問題の所在

【諸外国におけるコンプ提供の実態】

- 諸外国のカジノ事業においては、顧客の勧誘・ゲーミングの促進手段として、顧客のカジノの利用に応じ、「コンプ」と呼ばれる多種多様な物品やサービス等を提供することが一般的な商慣習となっている。
- 具体的には、カジノの事業者は、顧客に会員カード等を発行し、ゲーミングの実施状況に応じて、カジノや他の娯楽施設で利用できるポイント等を付与したり、獲得したポイントが一定以上に達した場合には特定のステータスを付与し、それに応じた割引（ホテル・美術館等）や専用のサービス（優先予約・利用、送迎等）を提供するなどのコンプの提供を行っている。
- また、これらのコンプの中には、カジノの事業者自身が提供するものだけでなく、事業者と提携した他の事業者がその営業に関して顧客に付与し、カジノのゲーミングで利用できるもの（I Rと提携するショッピングモールでの買い物によるポイント獲得等）もある。

（諸外国で提供されている物品やサービスの例）

- ・交通手段の提供
- ・カジノ施設内における飲食物の提供、無料ゲーム
- ・宿泊料の割引・無料提供、部屋のアップグレード、予約保証
- ・I Rにおける劇場・美術館等のチケットの割引・無料提供 等

【景品表示法における規制の概要】

- 懸賞によらず、商品・サービスの利用者や来店者に対してもれなく提供される景品類の最高額は、
 - ・取引価額が1,000円未満の場合、200円
 - ・取引価額が1,000円以上の場合、取引価額の10分の2 とされている。

【問題の所在】

- 提供されるコンプの金額や内容次第では、カジノに対する依存の原因となったり、善良な風俗を害するおそれがあることなどから、その提供方法等について一定の規制を行う必要があるのではないかとされている。

②. 諸外国の規制の例

シンガポール

- ライセンスを受けた国際マーケティング事業者に対して、コンプの額等の記録保管の義務付け

米国ネバダ州

- コンプ提供に係る記録保存や報告を義務付け

③. 今後の議論の方向性

- 外国人旅行者・VIP顧客の勧誘等の観点から、コンプの提供を一律に禁止することは適切ではないが、カジノ施設の過度な利用を誘発するような高額なコンプの提供や、善良の風俗を害するおそれがある提供方法は認めるべきではないことから、カジノ事業者に対して、このようなコンプの提供を禁止すべきではないか。
- コンプの適切な提供を確保するため、カジノ事業者に対し、コンプを提供した日時や顧客の氏名、コンプの金額・内容等について記録作成・保存義務を課してはどうか。
- なお、コンプは景品表示法に基づく景品類に該当し得ることから、同法の適用関係の整理が必要ではないか。

1. 依存防止対策の具体論 ～ (3) 入場回数の制限

①. 問題の所在

依存防止の観点からのカジノ施設への入場制限

- 推進法第10条第2項は、外国人旅行客以外の者について、一律にカジノ施設の入場を禁止することとはせず、カジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設への入場が可能な者の範囲を設定することを求めている。効果的な依存防止のためには、どのような制限を設けることが適切か。

カジノ施設の入場者の本人確認措置

- 厳格な入場管理を行うためには、カジノ施設の入場者について、厳格かつ実効的な本人確認措置が必要不可欠ではないか。

(附帯決議)

- ・「入場規制の制度設計に当たっては、・・・個人番号カード・・・の活用を検討する」(第9項)

②. 我が国における公営競技の例、諸外国の規制等の例

ア 我が国における公営競技等の例

既存の公営競技においては、競技実施回数を多段階で規制しており、最も細かな規制が課されている競艇においては、競走場ごとに「年間の開催回数」、「月間の開催回数」、「1回の開催日数」、「1日の競走回数」について規制している。

イ 諸外国の規制等の例

- 入場回数制限：事業者による自主的措置として、1か月の入場回数が15日を超えた者は、その月の月末までカジノ施設への入場が禁止される。(韓国)

本人・家族の申請に基づき入場回数(月8回を上限)を制限している。(シンガポール)

- 入場管理方法：カジノに入場ゲートを設け、N R I C(国民及び永住者一人一人に固有の番号を付与しているところ、当該番号、顔写真、氏名、生年月日、住所等が記載されたカード)を活用して本人確認を行い、入場管理を行っている。(シンガポール)

③. 今後の議論の方向性：カジノ施設への入場回数制限の導入

- 効果的な依存防止の観点から、外国人旅行客以外の者のカジノ施設への入場については、長期（一ヶ月程度）及び短期（一週間程度）で回数制限を設けることとしてはどうか。

【常態的にカジノ行為に触れさせないことの必要性】

- 依存防止の観点からは、特定複合観光施設区域の数やカジノ施設の数・規模を限定した上で、さらに顧客に対して常態的にカジノ施設に入場できる環境を創らない（常態的にカジノ行為に触れさせない）ことが必要かつ効果的である。

【事業者側への制限：営業日数等に制限を設けることは困難】

- そのためには、まず事業者側に制限を課すことが考えられるところ、例えば、競馬等の公営競技では、「年間の開催回数」のほか、「月間の開催回数」や「1回の開催当たりの日数」等を制限している。しかし、カジノ施設については、アフターコンベンションや外国人旅行客等への対応、海外のカジノ施設の実態との比較等を考えると、営業日数や営業時間について依存防止に十分と言える程度に一律に制限することは現実的には困難である。

【顧客側への制限：個々人の状況に合わせた対応の難しさ】

- 次に制度的に顧客側に制限を課すことが考えられるところ、依存の有無やその程度といった個々人の状況に応じて入場を制限することが考えられる。しかし、これを医学的・客観的に判別することは困難であり、また、依存症のおそれがある者の外延は極めて不明確であり、典型的に入場規制を個々人の顧客に導入することは難しい。



③. 今後の議論の方向性：カジノ施設への入場回数制限の導入（つづき）

【カジノ施設への入場回数制限の導入】

○ 一方、

- ① 本人確認を厳格に行うことにより、カジノ施設の入場回数は客観的に把握できる指標であること
- ② 一般論としては入場回数が頻繁になるに従って、依存が進むリスクも大きくなると考えられること
- ③ 諸外国でも入場回数制限の導入例があること

に鑑みると、入場回数制限であれば、効果的に依存防止を図ることができると考えられる。

○ このため、外国人旅行客と比べて日本人や国内居住の外国人は、カジノ施設へのアクセスが容易であることに鑑み、これらの者についてカジノ施設への入場回数を制限し、常態的にカジノ施設に入場できる環境を創らないこととすることが適切ではないか。

【長期及び短期における入場回数の制限】

- 常態的にカジノ施設に入場できる環境としないため、カジノ施設への入場回数については、例えば、
- ・ 他国の例を参考とし、一ヶ月程度の長期間における回数制限を設けた上で、さらに、
 - ・ 集中的な利用を制限するため、一週間程度の短期間における回数制限を組み合わせることとしてはどうか。

【入場回数の制限値について参考とすべき事項】

- なお、入場回数の制限値については、諸外国の例等を参考にして定めることとしてはどうか。また、入場回数については、シンガポールにおいて、1度の入場から24時間以内を「1回」と数えることとしていることを参考として、同様に数えてはどうか。

④. 今後の議論の方向性：カジノ管理委員会による入場回数の一元的把握

- 入場回数の制限の実効性を確保するため、カジノ管理委員会は、顧客のカジノ施設への入場状況を把握し、事業者の照会に応じることができることとしてはどうか。

【カジノ管理委員会による入場回数情報の一元的な把握】

- 複数の特定複合観光施設にそれぞれカジノ施設が設置されることを前提にすると、入場回数制限の実効性を確保するためには、顧客の過去の一定期間の複数のカジノ施設への入場回数に関する情報を一元的に把握し、かつ、新たな入場の可否を判断できる仕組みが必要となる。
- カジノ施設の設置・運営主体は民間事業者であるため、事業者間でこの種の個人情報共有する制度設計とすることは適当ではないと考えられるところ、カジノ管理委員会が、顧客の入場回数を一元的に把握し、個々の事業者から入場の可否の照会に対応する制度設計とならざるを得ないと考える。
- なお、この際、個人情報を取り扱う以上、情報管理の徹底は不可欠であり、行政及び事業者が個人情報保護の関係法令に従うとともに、システム等の設計に当たっても個人情報保護に十分な留意がなされるべきである。

【入場回数情報を本人へフィードバックすることの検討】

- また、依存防止の観点から、把握した顧客の入場回数について顧客本人へのフィードバックを行い、自身の入場頻度を認識させることも考えられるが、個人情報保護の観点を含め、その要否、方法について引き続き検討することとしてはどうか。

⑤. 今後の議論の方向性：マイナンバーカードを活用した本人確認措置

- 厳格な入場管理及び入場回数制限の実効性の確保の観点から、カジノ施設の入場者について、原則として、マイナンバーカードを用いた公的個人認証により本人確認をすることが適切ではないか。

【本人確認手段としてのマイナンバーカードの有効性】

- 附帯決議第9項は、入場規制の制度設計に当たって、個人番号カード（いわゆるマイナンバーカード）の活用を検討することを求めている。
- 本人確認のための手段としてマイナンバーカードは以下の点で優れている。
 - ① 本人特定事項である氏名や住所、生年月日、顔写真が記載されていること（券面の顔写真と所持人の顔を照合し、同一性を確認することで、なりすましを防止することが可能。）
 - ② 公的機関が発行する書面で、国民が容易に入手できること
 - ③ 特定の個人について一貫して最新の情報を確認することができること
- 他方で、マイナンバーカードに記載されているマイナンバーそのものは、行政機関のみが利用可能であり、民間事業者は利用することができない。しかし、この点、マイナンバーカードのI Cチップに格納されている電子証明書を用いた公的個人認証（J P K I）は、民間事業者も使用することができ、カジノ管理委員会と事業者とでこれを活用し、統一的に入場回数を把握することができる。
- 以上から、マイナンバーカードの公的個人認証を活用して本人確認を行い、入場回数の把握・照会制度を設けることが適切ではないか。
- なお、外国人旅行客などマイナンバーカードが制度上取得できない者については、パスポート等の写真付きの公的書面で本人確認を行うこととしてはどうか。

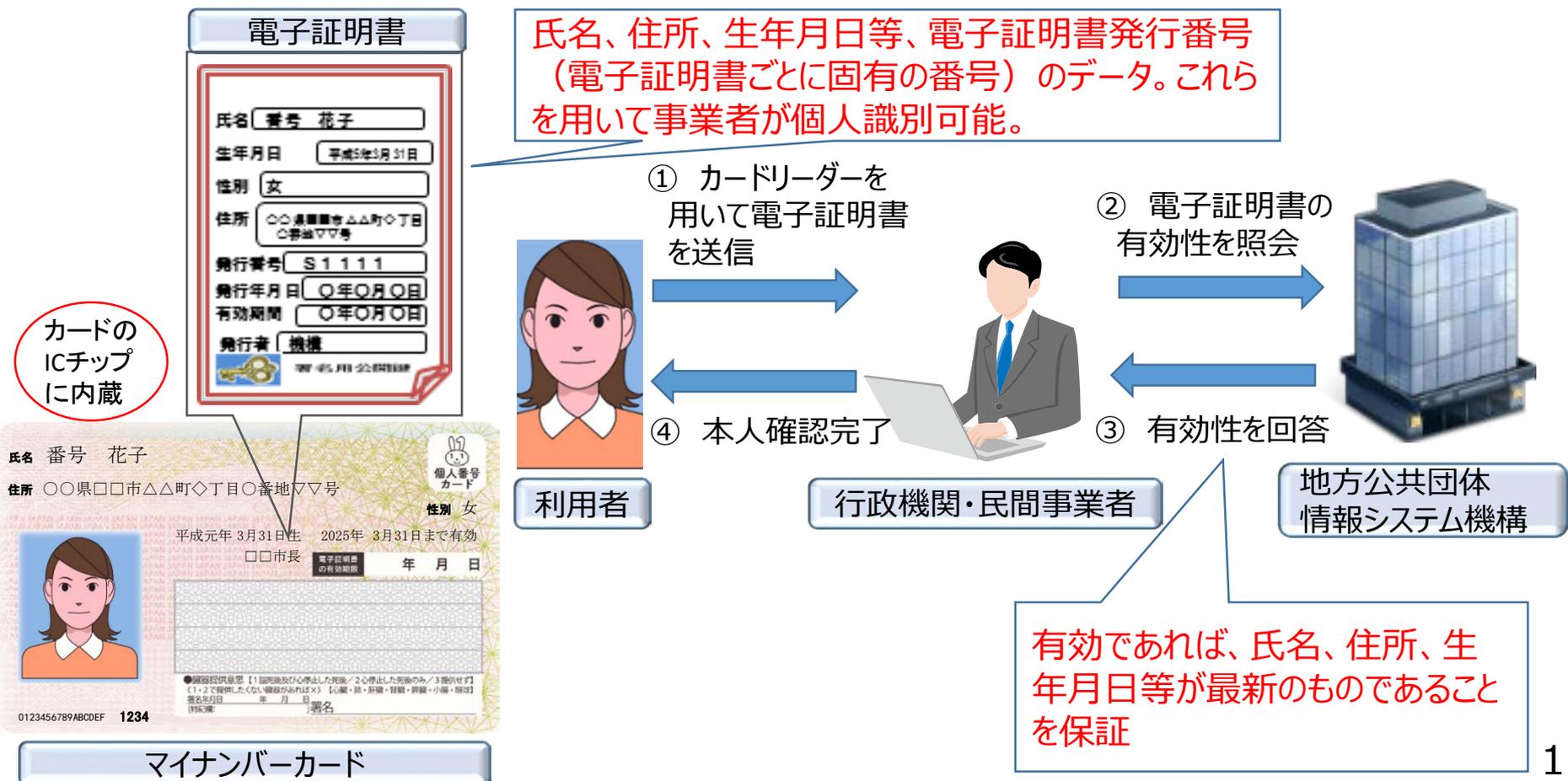
<参考> マイナンバーカードにより可能となる個人識別の方法

① マイナンバーの利用

→ いわゆるマイナンバー法により、マイナンバーの活用は行政事務に限定されているところ、民設民営のカジノ事業においては、入場管理は民間事業者の事務となるため、利用できない。

② 公的個人認証（JPKI）（マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書）の利用

→ マイナンバーカードのICチップに格納された電子証明書(氏名等の情報のほか、電子証明書ごとに固有の発行番号を含む。)を用いてマイナンバーと同強度の本人確認（住民基本台帳に基づき厳格な本人確認を経て発行されるため、確実に一意に個人を特定でき、電子証明書の有効性確認により最新の本人情報であることの確認が可能。）を行うこと(公的個人認証)が可能であり、民間事業者の事務であっても利用できる。



1. 依存防止対策の具体論 ～ (4) 入場料の賦課

①. 問題の所在

- 推進法第13条により、カジノ施設の入場者から徴収することができることとされている入場料について、どのように考えるべきか。

【これまでの議論】

推進法の国会審議の過程

- ・ シンガポールでは、シンガポール国民に対して7,000円から8,000円ぐらいの入場料を徴収していると承知。さらに、自己申告あるいは家族申告による入場排除という措置もとられている。そのほか、教育、予防の措置をしっかりとることによって、この数年間でシンガポールのギャンブル依存症比率は逆に低下していると承知しているとの趣旨の提案者答弁。

②. 諸外国のカジノの入場料の例

	シンガポール	韓国（カンウォンランドカジノ）
入場料の徴収	<ul style="list-style-type: none">・ シンガポール国民又は外国人永住者から徴収・ 24時間：100SDollar（約8,000円）・ 1年間：2,000SDollar（約16万円）	<ul style="list-style-type: none">・ 韓国国民から徴収・ 9,000ウォン（約900円）
収入額	約116億円（2016年）	不明
用途	公的、社会的又は慈善目的に使用	一般財源として公益に用いられる

③. 今後の議論の方向性

依存症対策としての入場料の効果（科学的知見）

- 入場料については、入場料を課すカジノが世界的にも極めて稀であるため、その効果についての科学的知見は必ずしも確立されていない。依存症予防に資するという意見がある一方で、かえって徴収分を取り戻すためのゲーミング行動を煽ることとなるという意見や、依存症者は高額でも入場料を支払うため入場を抑止できないという意見もある。

入場料賦課のメリット

- しかし、以下のような入場料を賦課する制度的メリットに鑑み、入場料を賦課することとしてはどうか。
 - ① 入場料の支払を求めることにより、入場回数制限のための本人確認を確実にできる
 - ② カジノ施設への安易な入場を抑止できる
 - ③ 徴収した入場料を公益目的に還元できる
- その賦課対象は、入場回数制限と同様の考え方にに基づき、外国人旅行客以外の者に対して1日（24時間）単位で入場料を課すこととしてはどうか。

1. 依存防止対策の具体論 ～ (5) 事業者が実施する依存防止措置

①. 問題の所在

- ここまで取り上げた制度の整備に加え、カジノ行為への依存を防止するため、カジノ事業者が取り組むべき規範を制度化して盛り込む必要があるのではないか。

②. 諸外国の規制の例

- シンガポール等の諸外国においては、カジノ行為への依存を防止するため、事業者に対して、以下のものを義務付けている。

① 依存症に関する情報提供等、利用者の適切な判断を助けるための措置

② 本人・家族の申告により利用を制限する措置

③ 内部管理体制の整備

- 依存防止措置に関する内部管理規程の作成
- 依存防止措置に関する従業員への教育訓練等
- 依存防止措置を統括管理する者を選任するなどの実施体制の整備
- 依存防止措置を監査する者を選任するなどの監査体制の整備
- 依存防止措置を事業者自身が見直していくための自己評価の実施
- 依存防止措置に関する記録の作成・保存

(※ 米国ネバダ州においては、事業者の自主的な取組として、同様の措置を講じている。)

③. 今後の議論の方向性

① 相談窓口の設置等

利用者の適切な判断を助けるため、依存症に関する相談窓口の設置、適切な情報提供（パンフレット等の配布）等の措置を事業者に義務付けてはどうか。

② 本人・家族申告による利用制限措置

止めたくても止められないという依存症の実態を踏まえ、本人・家族申告により利用を制限する措置（申告対象者への勧誘等の制限を含む）を講じることを事業者に義務付けてはどうか。

③ 内部管理体制の整備

● 依存防止規程の作成

依存防止措置を事業者徹底させるため、上記①、②や下記に掲げる事項等を記載した内部管理規程（依存防止規程）の作成を事業者義務付け、免許申請時等におけるカジノ管理委員会の審査事項としてはどうか。

● 従業者への教育訓練等

従業者が依存防止措置の趣旨・内容について十分に理解・習熟している態勢を整えるため、従業者への教育訓練等の措置を事業者義務付けてはどうか。

③. 今後の議論の方向性（つづき）

● 実施体制の整備

依存防止措置の的確な実施、その継続的な運用及び改善を図るため、経営陣の中に依存防止措置を統括管理する者を選任するなどの措置を事業者に義務付けてはどうか。

● 監査体制の整備

依存防止措置が適正に行われることを確保するため、依存防止措置の責任者から独立した立場で依存防止措置を監査する者を選任するなどの措置を事業者に義務付けてはどうか。

● 自己評価の実施

依存防止措置に関して事業者自身がP D C Aサイクルを回し、取組を不断に見直していくことを確保するため、自己評価の実施等を事業者に義務付けてはどうか。

● 記録の作成・保存

依存防止措置が的確に実施されていることの確認や措置の改善に資するため、依存防止措置に関する記録の作成・保存を事業者に義務付けてはどうか。

④ カジノ管理委員会への報告義務

カジノ事業者の取組が適切かつ十分なものをカジノ管理委員会が確実に把握し、監督できるよう、自己評価及び監査の結果について、その都度カジノ管理委員会に報告させることとしてはどうか。

2. 青少年の健全育成の具体論 ～ 未成年者の入場禁止

①. 問題の所在

- 青少年の健全育成の観点からは、20歳未満の者に対するピラ等の頒布や勧誘を禁止することに加え、未成年者のカジノ施設の入場自体を制限すべきではないか。

【これまでの議論】

推進法

- ・ 「青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置」について政府は必要な措置を講ずる（第10条第1項第7号）
- ・ 「外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずる」（第10条第2項）

附帯決議

- ・ 「依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること」（第8項）
- ・ 「各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、…青少年の健全育成…の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること」（第11項）

推進法の国会審議の過程

- ・ 未成年者の入場を禁止すべきとの趣旨の提案者答弁。

②. 我が国における公営競技等の例及び諸外国の規制の例

ア 我が国における公営競技等の例

- 公営競技においては、法律によって未成年者（20歳未満の者）の投票券の購入が禁止され、これに違反して投票券を売るなどした者への罰則が設けられている。また、スポーツ振興くじは19歳未満の者について、同様の規定が設けられている。

イ 諸外国の規制の例

- 年少者のカジノ施設への入場を禁止（韓国：19歳未満、シンガポール：21歳未満）
- 21歳未満の年少者のギャンブルが実施されるスペース等における滞留の禁止（米国ネバダ州）

③. 今後の議論の方向性

- カジノ行為の青少年への悪影響を防止する観点から、公営競技の例を参考にして、20歳未満の者については、カジノ施設への入場を禁止すべきではないか。